



伐木関係の省令改正について（概要）

厚生労働省労働基準局安全衛生部
安全課建設安全対策室

林業における労働災害発生状況(死亡災害※) その1

(※「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書」で分析している死亡災害(平成27年・平成28年死亡者数合計))

作業の種類別死亡者数

作業の種類		人数
(1)伐木作業を行っているときに発生		49人
①立木等に激突されること等により発生	ア かかり木の処理の作業に係る災害	14人
	イ 枯損木等が落下したことによる災害	1人
	ウ 伐倒木を玉切りしているときの災害	1人
	エ 上記以外(伐倒木に激突される等)	21人
	②その他(チェーンソーによる切創、熱中症等)	12人
(2)林業機械による作業を行っているときに発生		13人
①搭乗者が林業機械と斜面を転落した等の災害	②荷等が労働者に激突する等による災害	4人
	③その他(林業機械が横転し、下敷きになる等))	4人
(3)上記の(1)と(2)の双方に係る災害		2人
○林業機械により伐倒した伐倒木が労働者に激突		2人
(4)上記以外		15人
①自動車等とともに斜面を転落した等による災害	②荷等により激突される等による災害	4人
	③その他(自動車等により激突される等の災害等)	7人
合計		79人

かかり木による死亡災害の概要

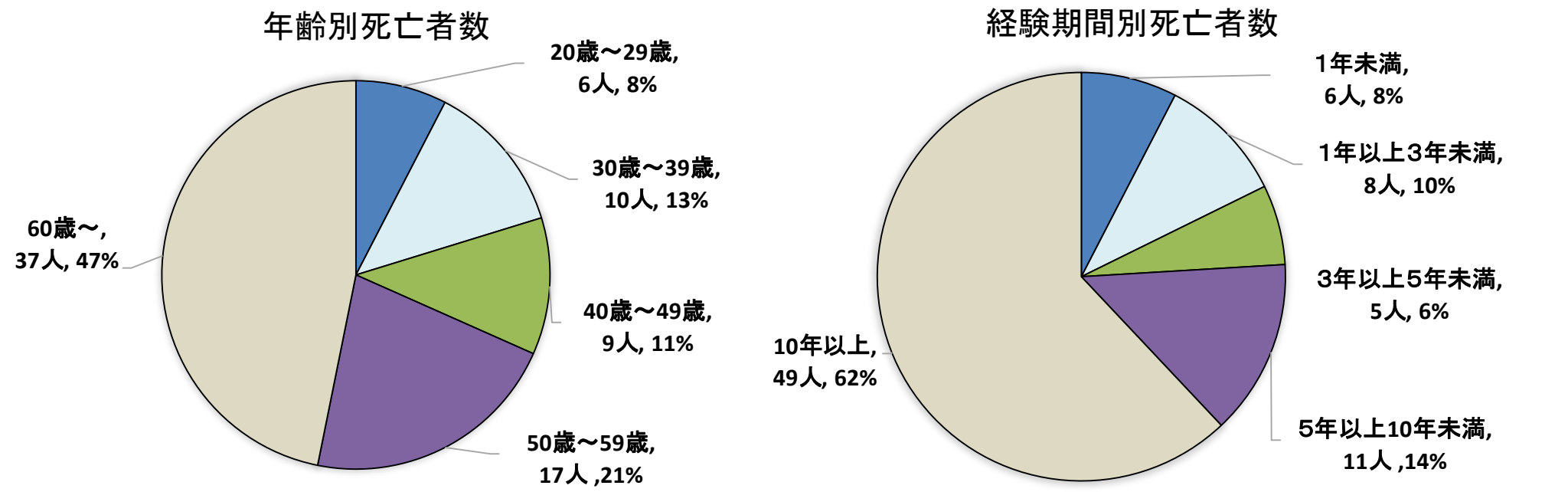
かかり木に関する作業の種類		人数
(1)元玉切りを行っているときに発生		0人
(2)浴びせ倒しを行っているときに発生		4人
①かかり木が落下し、労働者に激突	②浴びせ倒した木が跳ね返り、労働者に激突	1人
(3)かかられた木の伐倒を行っているときに発生		3人
①かかり木が落下し、労働者に激突	②かかり木、かかられた木がともに落下し、労働者に激突	1人
	③かかられた木が跳ね返り、労働者に激突	1人
(4)上記以外		8人
①処理されていないかかり木が落下し、伐倒していた労働者に激突(枯損木等が落下したことによる死亡者1人を含む。)	②処理されていないかかり木が落下し、伐倒者ではない労働者に激突	1人
	③処理されていないかかり木を支点にして、伐倒木が跳ね返り、伐倒していた労働者に激突	1人
合計		15人



林業における作業の種類別の労働災害による死亡者数(平成27年・平成28年合計)79人のうち、かかり木による死亡者数が15人、このうち、元玉切りを行っているときに発生した災害による死亡者数が0人となっている。

林業における労働災害発生状況(死亡災害※) その2

(※「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書」で分析している死亡災害(平成27年・平成28年死亡者数合計))



年齢別・経験期間別死亡者数(クロス集計)

		年 齢					
経験期間		20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～	合計(人)
	1年未満	1	3	0	0	2	6
	1年以上3年未満	2	2	1	2	1	8
	3年以上5年未満	1	1	2	0	1	5
	5年以上10年未満	2	1	1	3	4	11
	10年以上	0	3	5	12	29	49
	合計(人)	6	10	9	17	37	79

林業における年齢別の労働災害による死亡者数(平成27年・平成28年合計)をみると、「60歳～」が全体の約半数、「50歳～59歳」が全体の約2割を占めている。

また、経験期間別で死亡者数(平成27年・平成28年合計)をみると、「10年以上」が全体の約6割を占めている。